

8月は道路ふれあい月間 道路を正しく利用しましょう

道路は、私たちの生活に欠かせない大切な公共施設です。車道だけでなく、歩道や側溝も含めて全てが道路です。一人一人の心掛けで、皆さんが気持ちよく道路を利用できます。この機会に道路の利用マナーについて考えてみましょう。

違法駐車はやめましょう

違法駐車は、交通渋滞や交通事故の原因になるとともに、救急車や消防車の到着が遅れる原因にもなります。

道路に物を置くことはできません

道路や側溝のふたの上などに植木鉢や自転車などを置くことはできません。また、商品や看板、のぼり旗、自動販売機なども置くことはできません。

道路上の広告物は県の条例で禁止されており、道路を占用して使用する場合は、道路法による許可が必要です。

道路はきれいに使いましょう

道路に、ごみやたばこの吸い殻、泥などを落とすと道路環境を悪化させ、交通事故や火災の原因となり大変危険です。

道路を損傷・汚したとき

ガードレールや標識、街路樹などを事故等で壊したり、汚したりした場合は、壊した人の負担で修繕や清掃をしていただきます。警察への連絡とともに右記へ連絡してください。

樹木等が道路にはみ出ていませんか

道路、歩道へ張り出している樹木の倒木等が原因で事故が発生した場合に、樹木の所有者の責任を問われる場合があります。樹木等の所有者は、せん定・伐採をお願いします。

道路沿線からの倒木等危険な箇所を見つけた場合は、下記へ連絡してください。

道路美化活動団体を募集しています

道路の美化活動(ポイ捨てごみの収集、道路清掃、草刈り、植樹ますの管理など)をしていただける団体を募集しています。ご協力いただける団体は、建設課管理担当までご連絡ください。

「アダプト・プログラム」を導入しています

市民の皆さんと行政が協働で、植樹ます内の草むしりやガードレール支柱まわりの清掃・美化活動を、定期的に行っていただける団体・個人を募集します。

ご協力いただける団体・個人は、建設課管理担当までご連絡ください。

道路に関する問い合わせ

市内の国道・県道：飯能
県土整備事務所
☎973-2285
市道：建設課管理担当



第5回日高市優秀建設 工事受注者表彰



市が発注した工事について、優秀な成績を収めた事業者を表彰しました。

表彰事業者

駒井建設株式会社

問い合わせ

管財課契約検査担当(1階①番窓口)

横断歩道は歩行者優先です

横断歩道での歩行者優先はマナーではなくルールです。道路交通法第38条では、横断歩道を横断しようとする歩行者がいる場合、車両はその横断歩道の手前で一時停止しなくてはならないと定められています。また、罰則も定められています。

交通ルールを守り、思いやりのある運転をしましょう。

問い合わせ

危機管理課交通安全・防犯担当



	大型車	普通車	二輪車	原付車
罰則	3月以下の懲役 または5万円以下の罰金			
反則金	1万2,000円	9,000円	7,000円	6,000円
違反点数	2点			